

2014年改正地方税法における地方所得税の主要内容

1. 地方所得税を付加税方式から独立税方式へと転換

改正前の地方所得税注1)は所得税および法人税に対する付加税と位置づけられていたが、今回の改正によって独立税方式に転換された。

注1) 地方所得税には、居住者または非居住者の個人所得に対する「個人地方所得税」と、内国法人または外国法人の法人所得に対する「法人地方所得税」がある。

改正前の付加税方式では、法人税の総負担税額の10%を地方所得税として申告・納付することになっていた。今後の独立税方式では、法人地方所得税の課税標準（所得部分）は法人税と同じとするが、税率、税額控除、および減免に関する事項は地方税関係法^{注2)}で別途に規定されている(地方税法第8章)。課税標準に対して法人税の10%の独立税率が適用されることになるが、法人地方所得税に対しては税額控除および減免規定が適用されない。

注2) 地方税関係法とは、地方税法、地方税特例制限法、租税特例制限法、および済州特別自治道の設置と国際自由都市の造成のための特別法をいう。

この改正規定は2014年1月1日以後に開始される事業年度の所得分から適用される。

区分	法人税	法人地方所得税	備考
各事業年度 所得金額	決算書上の当期純利益	同左	法人税の各事業年度所得金額および課税標準と同じ
	(+)益金算入および損金不算入		
	(-)損金算入および益金不算入		
	加算/減算調整後の所得金額		
	(+)寄付金限度超過 (-)寄付金限度超過繰越額損金算入		
各事業年度所得金額			
課税標準	(-)繰越欠損金	同左	
	(-)非課税所得		
	(-)所得控除		
課税標準			
算出税額	×税率 (2億ウォン以下：10%、 2億ウォン超過200億ウォン以下：20%、 200億ウォン超過：22%)	×税率 (2億ウォン以下：1%、 2億ウォン超過200億ウォン以下：2%、 200億ウォン超過：2.2%)	
	算出税額	算出税額（※法人税の10%）	
差し引き 納付税額	(-)減免、控除税額	(-)なし ^{注3)}	
	(+)加算税	(+)加算税	
	(+)減免分追加納付税額	(+)なし ^{注3)}	
	総負担税額	総負担税額	
	(-)既納付税額	(-)既納付税額	
	差し引き納付税額	差し引き納付税額	

注3) 地方税特例制限法に税額減免および税額控除に対する規定が新設されたが、その適用対象が個人地方所得税に限定されているので、現行法の規定では法人地方所得税に対する税額減免および税額控除の適用を受けることができない。そのため、法人企業においては法人税の控除および減免金額に対する地方所得税相当額だけ租税負担が増加するものと予想される。

2. 内国法人の源泉徴収対象所得に対しても地方所得税を徴収

改正前には、所得者が外国法人である場合に限り、法人に源泉徴収対象所得を支払うときに地方所得税を徴収することになっていた。しかし、今回の改正により、今後は内国法人に利子所得などの源泉徴収対象所得を支払うときにも、法人税だけでなく、地方所得税も併せて源泉徴収しなければならない。

この改正規定は2015年1月1日以後に内国法人に所得金額を支払うときから適用される。なお、地方所得税は当該徴収日が属する月の翌月10日までに管轄地方自治体に納付することになっている(地方税法第103条の29)。

3. 地方所得税の従業員分を住民税の従業員分に変更

地方所得税が付加税方式から独立税方式に転換されたのにもない、地方所得税の従業員分^{注4)}が住民税に編入された。但し、従業員分に対する根拠条文が「第8章地方所得税」から「第7章住民税」に移っただけで、申告書式をはじめとする諸事項は改正前と同じである。

注4) 地方所得税の従業員分とは、従業員が50人を超える事業所に賦課される地方税である。

この改正規定は、2014年1月1日以後に最初に従業員分住民税の納税義務が発生する分から、つまり、2014年1月1日以後に従業員に給与を支払うときから適用される。

区分	改正前	改正後	納税義務者
所得分	地方所得税	地方所得税	法人地方所得税：法人税の納付義務がある者
			個人地方所得税：所得税の納付義務がある者
従業員分	地方所得税	住民税	従業員に給与を支払う事業主
均等分	住民税	住民税	当該地方自治団体に住所をおく個人、または事業所をおく法人もしくは個人
財産分	住民税	住民税	毎年7月1日現在の課税台帳に登載された事業主

- 以上 -